

目標 1

貧困をなくそう

1 貧困を
なくそう



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 1.1 2030年までに、現在のところ1日1.25ドル未満で生活する人々と定められている、極度の貧困^(※1)をあらゆる場所で終わらせる。

指標 1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢、雇用形態、地理的口ケーション(都市/地方)別)

(※1)極度の貧困の定義は、2015年10月に1日1.90ドル未満に修正されている。

ターゲット 1.2 2030年までに、各国で定められたあらゆる面で貧困状態にある全年齢の男女・子どもの割合を少なくとも半減させる。

指標 1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢別)

指標 1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合(全年齢)

ターゲット 1.3 すべての人々に対し、最低限の生活水準の達成を含む適切な社会保護制度や対策を各国で実施し、2030年までに貧困層や弱い立場にある人々に対し十分な保護を

達成する。

指標 1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合(性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)

ターゲット 1.4 2030年までに、すべての男女、特に貧困層や弱い立場にある人々が、経済的資源に対する平等の権利がもてるようにするとともに、基礎的サービス、土地やその他の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適正な新技術^(※2)、マイクロファイナンスを含む金融サービスが利用できるようにする。

指標 1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合

指標 1.4.2 (a)土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合(性別、保有の種類別)
(b)土地の権利が安全であると認識している全成人の割合(性別、保有の種類別)

(※2)適正技術:技術が適用される国・地域の経済的・社会的・文化的な環境や条件、ニーズに合致した技術のこと。

ターゲット 1.5 2030年までに、貧困層や状況の変化の影響を受けやすい人々のレジリエンス^(※3)を高め、極端な気候現象やその他の経済、社会、環境的な打撃や災難に見舞われたり被害を受けたりする危険度を小さくする。

指標 1.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標11.5.1及び13.1.1と同一指標)

指標 1.5.2 グローバルGDPに関する災害による直接的経済損失

指標 1.5.3 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数(指標11.b.1及び13.1.2と同一指標)

指標 1.5.4 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方府県の割合

(※3)レジリエンス:回復力、立ち直る力、復元力、耐性、しなやかな強さなどを意味する。「レジリエント」は形容詞。

実施手段

ターゲット 1.a あらゆる面での貧困を終わらせるための計画や政策の実施を目指して、開発途上国、特に後発開発途上国に対して適切で予測可能な手段を提供するため、開発協力の強化などを通じ、さまざまな供給源から相当量の資源を確実に動員する。

指標 1.a.1 貧困削減に焦点を当てた、全てのドナーからの合計政府開発援助(ODA)総額(受益国の国民総所得に占める割合)

指標 1.a.2 総政府支出額に占める、必要不可欠なサービス(教育、健康、及び社会的な保護)への政府支出総額の割合

ターゲット 1.b 貧困をなくす取り組みへの投資拡大を支援するため、貧困層やジェンダーを十分勘案した開発戦略にもとづく適正な政策枠組みを、国、地域、国際レベルでつくりだす。

指標 1.b.1 貧困層のための公共社会支出

目標 2 飢餓をゼロに

2 飢餓を
ゼロに



飢餓を終わらせ、食料の安定確保と 栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 2.1 2030年までに、飢餓をなくし、すべての人々、特に貧困層や乳幼児を含む状況の変化の影響を受けやすい人々が、安全で栄養のある十分な食料を一年を通して得られるようにする。

指標 2.1.1 栄養不足蔓延率(PoU)

指標 2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重度な食料不安の蔓延度

ターゲット 2.2 2030年までに、あらゆる形態の栄養不良を解消し、成長期の女子、妊婦・授乳婦、高齢者の栄養ニーズに対処する。2025年までに5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意した目標を達成する。

指標 2.2.1 5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(WHO子ども成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差-2未満)

指標 2.2.2 5歳未満の子供の栄養不良の蔓延度(WHOの子ども成長基準で、身長に対する体重が、中央値から標準偏差+2超又は-2未満)(タイプ別(やせ及び肥満))

指標 2.2.3 15~49歳の女性における貧血の蔓延度(妊娠状況別、%)

ターゲット 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や投入財、知識、金融サービス、市場、高付加価値化や農業以外の就業の機会に確実・平等にアクセスできるようにすることなどにより、小規模食料生産者、特に女性や先住民、家族経営の農家・牧畜家・漁家の生産性と所得を倍増させる。

指標 2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額

指標 2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入(性別、先住民・非先住民の別)

ターゲット 2.4 2030年までに、持続可能な食料生産システムを確立し、レジリエントな農業を実践する。そのような農業は、生産性の向上や生産量の増大、生態系の維持につながり、気候変動や異常気象、干ばつ、洪水やその他の災害への適応能力を向上させ、着実に土地と土壌の質を改善する。

指標 2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合

ターゲット 2.5 2020年までに、国、地域、国際レベルで適正に管理・多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、家畜やその近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意にもとづき、遺伝資源やそれに関連する伝統的な知識の利用と、利用から生じる利益の公正・公平な配分を促進する。

指標 2.5.1 中期又は長期保存施設に保存されている食料及び農業のための(a)植物及び(b)動物の遺伝資源の数

指標 2.5.2 絶滅の危機にあると分類された在来種の割合

実施手段

ターゲット 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国の農業生産能力を高めるため、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発、植物・家畜の遺伝子バンクへの投資を拡大する。

指標 2.a.1 政府支出における農業指向指数

指標 2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ(ODA及び他の公的支援の流れ)

ターゲット 2.b ドーハ開発ラウンド^(※4)の決意に従い、あらゆる形態の農産物輸出補助金と、同等の効果がある輸出措置を並行して撤廃することなどを通じて、世界の農産物市場における貿易制限やひずみを是正・防止する。

指標 2.b.1 農業輸出補助金

(※4)ドーハ開発ラウンド:2001年11月のドーハ閣僚会議で開始が決定された、世界貿易機関(WTO)発足後初となるラウンドのこと。閣僚会議の開催場所(カタールの首都ドーハ)にちなんで「ドーハ・ラウンド」と呼ばれるが、正式には「ドーハ開発アジェンダ」と言う。

ターゲット 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食品市場やデリバティブ^(※5)市場が適正に機能するように対策を取り、食料備蓄などの市場情報がタイムリーに入手できるようにする。

指標 2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)

(※5)デリバティブ:株式、債券、為替などの元になる金融商品(原資産)から派生して誕生した金融商品のこと。

目標 3

すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に
健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の 健康的な生活を確実にし、福祉を推進する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人あたり70人未満にまで下げる。

指標 3.1.1 妊産婦死亡率

指標 3.1.2 専門技能者の立ち会いの下での出産の割合

ターゲット 3.2 2030年までに、すべての国々が、新生児の死亡率を出生1000人あたり12人以下に、5歳未満児の死亡率を出生1000人あたり25人以下に下げることを目指し、新生児と5歳未満児の防ぐことができる死亡をなくす。

指標 3.2.1 5歳未満児死亡率

指標 3.2.2 新生児死亡率

ターゲット 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア、顧みられない熱帯病^(※6)といった感染症を根絶し、肝炎、水系感染症、その他の感染症に立ち向かう。

指標 3.3.1 非感染者1,000人当たりの新規HIV感染者数(性別、年齢及び主要層別)

指標 3.3.2 10万人当たりの結核感染者数

指標 3.3.3 1,000人当たりのマラリア感染者数

指標 3.3.4 10万人当たりのB型肝炎感染者数

指標 3.3.5 「顧みられない熱帯病」(NTDs)に対して介入を必要としている人々の数

(※6)顧みられない熱帯病:おもに熱帯地域で蔓延する寄生虫や細菌感染症のこと。

ターゲット 3.4 2030年までに、非感染性疾患による早期死亡率を予防や治療により3分の1減らし、心の健康と福祉を推進する。

指標 3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率

指標 3.4.2 自殺率

ターゲット 3.5 麻薬・薬物乱用や有害なアルコール摂取の防止や治療を強化する。

指標 3.5.1 物質使用障害に対する治療介入(薬理的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス)の適用範囲

指標 3.5.2 15歳以上の人口一人当たり年間純アルコール消費量(ℓ)

ターゲット 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者の数を半分に減らす。

指標 3.6.1 道路交通事故による死亡率

ターゲット 3.7 2030年までに、家族計画や情報・教育を含む性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が確実に利用できるようにし、性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)を国家戦略・計画に確実に組み入れる。

指標 3.7.1 近代的手法によって家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢(15~49歳)にある女性の割合

指標 3.7.2 女性1,000人当たりの青年期(10~14歳;15~19歳)の出生率

ターゲット 3.8 すべての人々が、経済的リスクに対する保護、質が高く不可欠な保健サービスや、安全・効果的で質が高く安価な必須医薬品やワクチンを利用できるようになることを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)^(※7)を達成する。

指標 3.8.1 必要不可欠な保健サービスによってカバーされる対象人口の割合

指標 3.8.2 家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割合

(※7)ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC):すべての人々が、基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けられること。

ターゲット 3.9 2030年までに、有害化学物質や大気・水質・土壌の汚染による死亡や疾病の数を大幅に減らす。

指標 3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率

指標 3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではないWASH(基本的な水と衛生)にさらされていること)による死亡率

指標 3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率

目標 3

すべての人に健康と福祉を

3 すべての人に
健康と福祉を



実施手段

ターゲット 3.a すべての国々で適切に、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を強化する。

指標 3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの)

ターゲット 3.b おもに開発途上国に影響を及ぼす感染性や非感染性疾患のワクチンや医薬品の研究開発を支援する。また、「TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)と公衆の健康に関するドーハ宣言」に従い、安価な必須医薬品やワクチンが利用できるようにする。同宣言は、公衆衛生を保護し、特にすべての人々が医薬品を利用できるようにするために「TRIPS協定」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を認めるものである。

指標 3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合

指標 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値

指標 3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品コアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合

ターゲット 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国で、保健財政や、保健人材の採用、能力開発、訓練、定着を大幅に拡大する。

指標 3.c.1 医療従事者の密度と分布

ターゲット 3.d すべての国々、特に開発途上国で、国内および世界で発生する健康リスクの早期警告やリスク軽減・管理のための能力を強化する。

指標 3.d.1 国際保健規則(IHR)キャパシティと健康危機への備え

指標 3.d.2 選択抗菌薬耐性菌による血流感染の割合

目標 4

質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育を
みんなに



すべての人々に、だれもが受けられる公平で 質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 4.1 2030年までに、すべての少女と少年が、適切で効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育・中等教育を修了できるようにする。

指標 4.1.1 (i) 読解力、(ii) 算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合(性別ごと) (a) 2～3学年時、(b) 小学校修了時、(c) 中学校修了時

指標 4.1.2 修了率(初等教育、前期中等教育、後期中等教育)

ターゲット 4.2 2030年までに、すべての少女と少年が、初等教育を受ける準備が整うよう、乳幼児向けの質の高い発達支援やケア、就学前教育を受けられるようにする。

指標 4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に发育している満2歳以上満5歳未満の子供の割合(性別ごと)

指標 4.2.2 (小学校に入学する年齢より1年前の時点で)体系的な学習に参加している者の割合(性別ごと)

ターゲット 4.3 2030年までに、すべての女性と男性が、手頃な価格で質の高い技術教育や職業教育、そして大学を含む高等教育を平等に受けられるようにする。

指標 4.3.1 過去12か月に学校教育や学校教育以外の教育に参加している若者又は成人の割合(性別ごと)

ターゲット 4.4 2030年までに、就職や働きがいのある人間らしい仕事、起業に必要な、技術的・職業的スキルなどの技能をもつ若者と成人の数を大幅に増やす。

指標 4.4.1 ICTスキルを有する若者や成人の割合(スキルのタイプ別)

ターゲット 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民、状況の変化の影響を受けやすい子どもなど、社会的弱者があらゆるレベルの教育や職業訓練を平等に受けられるようにする。

指標 4.5.1 詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数(女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、またその他に、障害状況、

先住民、紛争の影響を受けた者等の利用可能なデータ)

ターゲット 4.6 2030年までに、すべての若者と大多数の成人が、男女ともに、読み書き能力と基本的な計算能力を身につけられるようにする。

指標 4.6.1 実用的な(a) 読み書き能力、(b) 基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口割合(性別ごと)

ターゲット 4.7 2030年までに、すべての学習者が、とりわけ持続可能な開発のための教育と、持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力文化の推進、グローバル・シチズンシップ(=地球市民の精神)、文化多様性の尊重、持続可能な開発に文化が貢献することの価値認識、などの教育を通して、持続可能な開発を促進するために必要な知識とスキルを確実に習得できるようにする。

指標 4.7.1 (i) 地球市民教育及び(ii) 持続可能な開発のための教育が、(a) 各国の教育

政策、(b) カリキュラム、(c) 教師の教育、及び(d) 児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル(指標12.8.11及び13.3.1と同一指標)

目標 4

質の高い教育をみんなに

4 質の高い教育を
みんなに



実施手段

ターゲット 4.a 子どもや障害のある人々、ジェンダーに配慮の行き届いた教育施設を建設・改良し、すべての人々にとって安全で、暴力がなく、だれもが利用できる、効果的な学習環境を提供する。

指標 4.a.1 基礎的サービスを提供している学校の割合（サービスの種類別）

ターゲット 4.b 2020年までに、先進国やその他の開発途上国で、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなどを含む高等教育を受けるための、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、アフリカ諸国を対象とした奨学金の件数を全世界で大幅に増やす。

指標 4.b.1 奨学金のためのODAフローの量（部門と研究タイプ別）

ターゲット 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格をもつ教員の数を大幅に増やす。

指標 4.c.1 最低限の資格を有する教員の割合（教育段階別）

目標 5

ジェンダー平等を実現しよう

5 ジェンダー平等を
実現しよう



ジェンダー平等を達成し、 すべての女性・少女のエンパワーメントを行う

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 5.1 あらゆる場所で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の差別をなくす。

指標 5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか

ターゲット 5.2 人身売買や性的・その他の搾取を含め、公的・私的な場で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の暴力をなくす。

指標 5.2.1 これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合(暴力の形態、年齢別)

指標 5.2.2 過去12ヶ月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合(年齢、発生場所別)

ターゲット 5.3 児童婚、早期結婚、強制結婚、女性性器切除など、あらゆる有害な慣行をなくす。

指標 5.3.1 15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合

指標 5.3.2 女性性器切除を受けた15歳～49歳の少女や女性の割合(年齢別)

ターゲット 5.4 公共サービス、インフラ、社会保障政策の提供や、各国の状況に応じた世帯・家族内での責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識し評価する。

指標 5.4.1 無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合(性別、年齢、場所別)

ターゲット 5.5 政治、経済、公共の場でのあらゆるレベルの意思決定において、完全に効果的な女性の参画と平等なリーダーシップの機会を確保する。

指標 5.5.1 国会及び地方議会において女性が占める議席の割合

指標 5.5.2 管理職に占める女性の割合

ターゲット 5.6 国際人口開発会議(ICPD)の行動計画と、北京行動綱領およびその検証会議の成果文書への合意にもとづき、性と生殖に関する健康と権利をだれもが手に入れられ

るようにする。

指標 5.6.1 性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合

指標 5.6.2 15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数

実施手段

ターゲット 5.a 女性が経済的資源に対する平等の権利を得るとともに、土地・その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源を所有・管理できるよう、各国法にもとづき改革を行う。

指標 5.a.1 (a) 農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合(性別ごと) (b) 農地所有者又は権利者における女性の割合(所有条件別)

指標 5.a.2 土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組(慣習法を含む)を有する国の割合

ターゲット 5.b 女性のエンパワーメント^(※8)を促進するため、実現技術、特に情報通信技術(ICT)の活用を強化する。

指標 5.b.1 携帯電話を所有する個人の割合(性別ごと)

(※8)エンパワーメント：一人ひとりが、自らの意思で決定をし、状況を変革していく力を身につけること。

ターゲット 5.c ジェンダー平等の促進と、すべての女性・少女のあらゆるレベルにおけるエンパワーメントのため、適正な政策や拘束力のある法律を導入し強化する。

指標 5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合

目標 6

安全な水とトイレを世界中に

6 安全な水とトイレ
を世界中に



すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、 持続可能な水・衛生管理を確実にする

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 6.1 2030年までに、すべての人々が等しく、安全で入手可能な価格の飲料水を利用できるようにする。

指標 6.1.1 安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合

ターゲット 6.2 2030年までに、女性や少女、状況の変化の影響を受けやすい人々のニーズに特に注意を向けながら、すべての人々が適切・公平に下水施設・衛生施設を利用できるようにし、屋外での排泄をなくす。

指標 6.2.1 (a)安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合、(b)石けんや水のある手洗い場を利用する人口の割合

ターゲット 6.3 2030年までに、汚染を減らし、投棄をなくし、有害な化学物質や危険物の放出を最小化し、未処理の排水の割合を半減させ、再生利用と安全な再利用を世界中で大幅に増やすことによって、水質を改善する。

指標 6.3.1 安全に処理された家庭排水及び産業排水の割合

指標 6.3.2 良好な水質を持つ水域の割合

ターゲット 6.4 2030年までに、水不足に対処し、水不足の影響を受ける人々の数を大幅に減らすために、あらゆるセクターで水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取・供給を確実にする。

指標 6.4.1 水の利用効率の経時変化

指標 6.4.2 水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合

ターゲット 6.5 2030年までに、必要に応じて国境を越えた協力などを通じ、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。

指標 6.5.1 統合水資源管理(IWRM)の度合い

指標 6.5.2 水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合

ターゲット 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含めて、水系生態系の保護・回復を行う。

指標 6.6.1 水関連生態系範囲の経時変化

実施手段

ターゲット 6.a 2030年までに、集水、海水の淡水化、効率的な水利用、排水処理、再生利用や再利用の技術を含め、水・衛生分野の活動や計画において、開発途上国に対する国際協力と能力構築の支援を拡大する。

指標 6.a.1 政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量

ターゲット 6.b 水・衛生管理の向上に地域コミュニティが関わることを支援し強化する。

指標 6.b.1 上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合

目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い 持続可能で現代的なエネルギーを利用できるようにする

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 7.1 2030年までに、手頃な価格で信頼性の高い現代的なエネルギーサービスをすべての人々が利用できるようにする。

指標 7.1.1 電気を受電可能な人口比率

指標 7.1.2 家屋の空気を汚さない燃料や技術に依存している人口比率

ターゲット 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックス^(※9)における再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。

指標 7.2.1 最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率

(※9)エネルギーミックス: エネルギー(おもに電力)を生み出す際の、発生源となる石油、石炭、原子力、天然ガス、水力、地熱、太陽熱など一次エネルギーの組み合わせ、配分、構成比のこと。

ターゲット 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

指標 7.3.1 エネルギー強度(GDP当たり
の一次エネルギー)

実施手段

ターゲット 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率、先進的であり環境負荷の低い化石燃料技術など、クリーンなエネルギーの研究や技術の利用を進めるための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。

指標 7.a.1 クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー

ターゲット 7.b 2030年までに、各支援プログラムに沿って、開発途上国、特に後発開発途上国や小島嶼開発途上国、内陸開発途上国において、すべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供するためのインフラを拡大し、技術を向上させる。

指標 7.b.1 発展途上国における再生可能エネルギー生産能力(1人当たりのワット数)
(指標12.a.1と同一指標)

目標 8

働きがいも 経済成長も

8 働きがいも
経済成長も



すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない 持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、 働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を促進する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 8.1 各国の状況に応じて、一人あたりの経済成長率を持続させ、特に後発開発途上国では少なくとも年率7%のGDP成長率を保つ。

指標 8.1.1 一人当たりの実質GDPの年間成長率

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化や技術向上、イノベーションを通じて、より高いレベルの経済生産性を達成する。

指標 8.2.1 就業者一人当たりの実質GDPの年間成長率

ターゲット 8.3 生産的な活動、働きがいのある人間らしい職の創出、起業家精神、創造性やイノベーションを支援する開発重視型の政策を推進し、金融サービスの利用などを通じて中小零細企業の設立や成長を促す。

指標 8.3.1 総雇用におけるインフォーマル雇用の割合(部門、性別ごと)

ターゲット 8.4 2030年までに、消費と生産における世界の資源効率を着実に改善し、先進国主導のもと、「持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組み」に従って、経済成長が環境悪化につながらないようにする。

指標 8.4.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF(指標12.2.1と同一指標)

指標 8.4.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC(指標12.2.2と同一指標)

ターゲット 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての女性と男性にとって、完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)を実現し、同一労働同一賃金を達成する。

指標 8.5.1 労働者の平均時給(性別、年齢、職業、障害者別)

指標 8.5.2 失業率(性別、年齢、障害者別)

ターゲット 8.6 2020年までに、就労、就学、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合

を大幅に減らす。

指標 8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない15~24歳の若者の割合

ターゲット 8.7 強制労働を完全になくし、現代的奴隷制と人身売買を終わらせ、子ども兵士の募集・使用を含めた、最悪な形態の児童労働を確実に禁止・撤廃するための効果的な措置をただちに実施し、2025年までにあらゆる形態の児童労働をなくす。

指標 8.7.1 児童労働者(5~17歳)の割合と数(性別、年齢別)

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある人々を含め、すべての労働者を対象に、労働基本権を保護し安全・安心な労働環境を促進する。

指標 8.8.1 労働者100,000人当たりの致命的及び非致命的な労働災害(性別、移住状況別)

指標 8.8.2 国際労働機関(ILO)原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利(結社及び団体交渉の自由)における国内コンプライ

アンスのレベル(性別、移住状況別)

ターゲット 8.9 2030年までに、雇用創出や各地の文化振興・産品販促につながる、持続可能な観光業を推進する政策を立案・実施する。

指標 8.9.1 全GDP及びGDP成長率に占める割合としての観光業の直接GDP

ターゲット 8.10 すべての人々が銀行取引、保険、金融サービスを利用できるようにするため、国内の金融機関の能力を強化する。

指標 8.10.1 成人10万人当たりの商業銀行の支店数及びATM数

指標 8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人(15歳以上)の割合

目標 8

働きがいも 経済成長も

8 働きがいも
経済成長も



実施手段

ターゲット 8.a 「後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)」などを通じて、開発途上国、特に後発開発途上国に対する「貿易のための援助(AfT)」を拡大する。

指標 8.a.1 貿易のための援助に対するコミットメントや支出

ターゲット 8.b 2020年までに、若者の雇用のために世界規模の戦略を展開・運用可能にし、国際労働機関(ILO)の「仕事に関する世界協定」を実施する。

指標 8.b.1 国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無

目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



レジリエントなインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、イノベーションを推進する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 9.1 経済発展と人間の幸福をサポートするため、すべての人々が容易かつ公平に利用できることに重点を置きながら、地域内および国境を越えたインフラを含む、質が高く信頼性があり持続可能でレジリエントなインフラを開発する。

指標 9.1.1 全季節利用可能な道路の2 km圏内に住んでいる地方の人口の割合

指標 9.1.2 旅客と貨物量(交通手段別)

ターゲット 9.2 だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、2030年までに、各国の状況に応じて雇用やGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増やす。後発開発途上国ではその割合を倍にする。

指標 9.2.1 GDPに占める製造業付加価値の割合及び一人当たり製造業付加価値

指標 9.2.2 全産業就業者数に占める製造業就業者数の割合

ターゲット 9.3 より多くの小規模製造業やその他の企業が、特に開発途上国で、利用しやすい融資などの金融サービスを受けることができ、バリューチェーン^(※10)や市場に組み込まれるようにする。

指標 9.3.1 産業の合計付加価値のうち小規模産業の占める割合

指標 9.3.2 ローン又は与信枠が設定された小規模製造業の割合

(※10)バリューチェーン:企業活動における業務の流れを、調達、製造、販売、保守などと機能単位に分割してとらえ、各機能単位が生み出す価値を分析して最大化することを目指す考え方。

ターゲット 9.4 2030年までに、インフラを改良し持続可能な産業につくり変える。そのために、すべての国々が自国の能力に応じた取り組みを行いながら、資源利用効率の向上とクリーンで環境に配慮した技術・産業プロセスの導入を拡大する。

指標 9.4.1 付加価値の単位当たりのCO₂排出量

ターゲット 9.5 2030年までに、開発途上国をはじめとするすべての国々で科学研究を強化し、産業セクターの技術能力を向上させる。そのために、イノベーションを促進し、100万人あたりの研究開発従事者の数を大幅に増やし、官民による研究開発費を増加する。

指標 9.5.1 GDPに占める研究開発への支出

指標 9.5.2 100万人当たりの研究者(フルタイム相当)

実施手段

ターゲット 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能でレジリエントなインフラ開発を促進する。

指標 9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額(ODAその他公的フロー)

ターゲット 9.b 開発途上国の国内における技術開発、研究、イノベーションを、特に産業の多様化を促し商品の価値を高めるための政策環境を保障することなどによって支援する。

指標 9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合

ターゲット 9.c 情報通信技術(ICT)へのアクセスを大幅に増やし、2020年までに、後発開発途上国でだれもが当たり前のようにインターネットを使えるようにする。

指標 9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合(技術別)

目標 10 人や国の不平等をなくそう



国内および各国間の不平等を減らす

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の人々の所得の伸び率を、国内平均を上回る数値で着実に達成し維持する。

指標 10.1.1 1人当たりの家計支出又は所得の成長率(人口の下位40%のもの、総人口のもの)

ターゲット 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、経済的地位やその他の状況にかかわらず、すべての人々に社会的・経済的・政治的に排除されず参画できる力を与え、その参画を推進する。

指標 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合(年齢、性別、障害者別)

ターゲット 10.3 差別的な法律や政策、慣行を撤廃し、関連する適切な立法や政策、行動を推進することによって、機会均等を確実にし、結果の不平等を減らす。

指標 10.3.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告

した人口の割合
(指標16.b.1と同一指標)

ターゲット 10.4 財政、賃金、社会保障政策といった政策を重点的に導入し、さらなる平等を着実に達成する。

指標 10.4.1 GDP労働分配率

指標 10.4.2 財政政策の再分配インパクト

ターゲット 10.5 世界の金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。

指標 10.5.1 金融健全性指標

ターゲット 10.6 より効果的で信頼でき、説明責任のある正当な制度を実現するため、地球規模の経済および金融に関する国際機関での意思決定における開発途上国の参加や発言力を強める。

指標 10.6.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
(指標16.8.1と同一指標)

ターゲット 10.7 計画的でよく管理された移住政策の実施などにより、秩序のとれた、安全かつ正規の、責任ある移住や人の移動を促進する。

指標 10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって(自ら)負担した費用の割合

指標 10.7.2 秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する移住政策を持つ国の数

指標 10.7.3 国外の目的地への移住途中に死亡・行方不明になった人々の数

指標 10.7.4 難民の人口の割合(出身国別)

実施手段

ターゲット 10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対して「特別かつ異なる待遇(S&D)」の原則を適用する。

指標 10.a.1 後発開発途上国や開発途上国からの輸입品に適用されるゼロ関税の関税分類品目(タリフライン)の割合

ターゲット 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、ニーズが最も大きい国々、特に後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、政府開発援助(ODA)や海外直接投資を含む資金の流入を促進する。

指標 10.b.1 開発のためのリソースフローの総額(受援国及び援助国、フローの流れ(例: ODA、外国直接投資、その他)別)

ターゲット 10.c 2030年までに、移民による送金のコストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を完全になくす。

指標 10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト

目標 11

住み続けられるまちづくりを

11 住み続けられる
まちづくりを



都市や人間の居住地をだれも排除せず 安全かつレジリエントで持続可能にする

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 11.1 2030年までに、すべての人々が、適切で安全・安価な住宅と基本的サービスを確実に利用できるようにし、スラムを改善する。

指標 11.1.1 スラム、インフォーマルな居住地及び不適切な住宅に居住する都市人口の割合

ターゲット 11.2 2030年までに、弱い立場にある人々、女性、子ども、障害者、高齢者のニーズに特に配慮しながら、とりわけ公共交通機関の拡大によって交通の安全性を改善して、すべての人々が、安全で、手頃な価格の、使いやすく持続可能な輸送システムを利用できるようにする。

指標 11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合(性別、年齢、障害者別)

ターゲット 11.3 2030年までに、すべての国々で、だれも排除しない持続可能な都市化を進め、参加型で差別のない持続可能な人間居住を計画・管理する能力を強化する。

指標 11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率

指標 11.3.2 定期的かつ民主的に運営されている都市計画及び管理に、市民社会が直接参加する仕組みがある都市の割合

ターゲット 11.4 世界の文化遺産・自然遺産を保護・保全する取り組みを強化する。

指標 11.4.1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額(資金源別(公的部門、民間部門)、遺産のタイプ別(文化、自然)、政府レベル別(国、地域、地方、市)

ターゲット 11.5 2030年までに、貧困層や弱い立場にある人々の保護に焦点を当てながら、水関連災害を含め、災害による死者や被災者の数を大きく減らし、世界のGDP比における直接的経済損失を大幅に縮小する。

指標 11.5.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数(指標1.5.1及び13.1.1と同一指標)

指標 11.5.2 災害によって起こった、グローバルなGDPに関連した直接経済損失、重要インフラへの被害及び基本サービスの途絶件数

ターゲット 11.6 2030年までに、大気環境や、自治体などによる廃棄物の管理に特に注意することで、都市の一人あたりの環境上の悪影響を小さくする。

指標 11.6.1 発生した都市ごみ全体のうち、収集され、管理された施設で処理された都市ごみの割合(都市別)

指標 11.6.2 都市部における微粒子物質(例:PM2.5やPM10)の年平均レベル(人口で加重平均したもの)

ターゲット 11.7 2030年までに、すべての人々、特に女性、子ども、高齢者、障害者などが、安全でだれもが使いやすい緑地や公共スペースを利用できるようにする。

指標 11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均(性別、年齢、障害者別)

指標 11.7.2 過去12か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合(性別、年齢、障害状況、発生場所別)

実施手段

ターゲット 11.a 各国・各地域の開発計画を強化することにより、経済・社会・環境面における都市部、都市周辺部、農村部の間の良好な

つながりをサポートする。

指標 11.a.1 次のような国家都市政策又は地域開発計画を持つ国の数: (a) 人口動態に対応する、(b) バランスの取れた領土開発を確保する、(c) 地方財政スペースを拡大する

ターゲット 11.b 2020年までに、すべての人々を含むことを目指し、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対するレジリエンスを目的とした総合的政策・計画を導入・実施する都市や集落の数を大幅に増やし、「仙台防災枠組2015-2030」に沿って、あらゆるレベルで総合的な災害リスク管理を策定し実施する。

指標 11.b.1 仙台防災枠組み2015-2030に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数(指標1.5.3及び13.1.2と同一指標)

指標 11.b.2 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合(指標1.5.4及び13.1.3と同一指標)

ターゲット 11.c 財政・技術支援などを通じ、現地の資材を用いた持続可能でレジリエントな建物の建築について、後発開発途上国を支援する。

目標 12 つくる責任 つかう責任

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な消費・生産形態を確実にする

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 12.1 先進国主導のもと、開発途上国の開発状況や能力を考慮しつつ、すべての国々が行動を起こし、「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」を実施する。

指標 12.1.1 持続可能な消費と生産への移行を支援することを目的とした政策手段を開発、採用、又は実施している国の数

ターゲット 12.2 2030年までに、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用を実現する。

指標 12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF (指標8.4.1と同一指標)

指標 12.2.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC (指標8.4.2と同一指標)

ターゲット 12.3 2030年までに、小売・消費者レベルにおける世界全体の一人あたり食品廃棄を半分にし、収穫後の損失を含めて生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす。

指標 12.3.1 a)食料損耗指数、及びb)食料廃棄指数

ターゲット 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクル全体を通して化学物質や廃棄物の環境に配慮した管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小限に抑えるため、大気、水、土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に減らす。

指標 12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の約束・義務を果たしている締約国の数

指標 12.4.2 (a)有害廃棄物の1人当たり発生量、(b)処理された有害廃棄物の割合(それぞれ処理方法別)

ターゲット 12.5 2030年までに、廃棄物の発生を、予防、削減(リデュース)、再生利用(リサイクル)や再利用(リユース)により大幅に減らす。

指標 12.5.1 各国の再生利用率、再生利用量(t)

ターゲット 12.6 企業、特に大企業や多国籍企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、

持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう促す。

指標 12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数

ターゲット 12.7 国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達の取り組みを促進する。

指標 12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画の実施の程度

ターゲット 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所で、持続可能な開発や自然と調和したライフスタイルのために、適切な情報が得られ意識がもてるようにする。

指標 12.8.1 (i)地球市民教育及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル (指標4.7.1及び13.3.1と同一指標)

実施手段

ターゲット 12.a より持続可能な消費・生産形態に移行するため、開発途上国の科学的・技

術的能力の強化を支援する。

指標 12.a.1 発展途上国における再生可能エネルギー生産能力(1人当たりのワット数) (指標7.b.1と同一指標)

ターゲット 12.b 雇用創出や地域の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して、持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

指標 12.b.1 観光の持続可能性の経済的及び環境的側面を測定するための標準的な計算ツールの導入

ターゲット 12.c 税制を改正し、有害な補助金がある場合は環境への影響を考慮して段階的に廃止するなど、各国の状況に応じて市場のひずみをなくすことで、無駄な消費につながる化石燃料への非効率な補助金を合理化する。その際には、開発途上国の特別なニーズや状況を十分に考慮し、貧困層や影響を受けるコミュニティを保護する形で、開発における悪影響を最小限に留める。

指標 12.c.1 GDPに対する化石燃料補助金(生産・消費)の割合

目標 13

気候変動に具体的な対策を

13 気候変動に
具体的な対策を



気候変動とその影響に立ち向かうため、 緊急対策を実施する*

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 13.1 すべての国々で、気候関連の災害や自然災害に対するレジリエンスと適応力を強化する。

指標 13.1.1 10万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
(指標 1.5.1 及び 11.5.1 と同一指標)

指標 13.1.2 仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数

(指標 1.5.3 及び 11.b.1 と同一指標)

指標 13.1.3 国家防災戦略に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合

(指標 1.5.4 及び 11.b.2 と同一指標)

ターゲット 13.2 気候変動対策を、国の政策や戦略、計画に統合する。

指標 13.2.1 国連気候変動枠組条約事務局に報告されている国が決定する貢献、長期戦略、国内適応計画及び適応報告書を有する国の数

(指標 13.b.1 と同一指標)

指標 13.2.2 年間温室効果ガス総排出量

ターゲット 13.3 気候変動の緩和策と適応策、影響の軽減、早期警戒に関する教育、啓発、人的能力、組織の対応能力を改善する。

指標 13.3.1 (i) 地球市民教育及び (ii) 持続可能な開発のための教育が、(a) 各国の教育政策、(b) カリキュラム、(c) 教師の教育、及び (d) 児童・生徒・学生の達成度評価に関して、主流化されているレベル

(指標 4.7.1 及び 12.8.1 と同一指標)

実施手段

ターゲット 13.a 重要な緩和行動と、その実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で調達するという目標への、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)を締約した先進国によるコミットメントを実施し、可能な限り早く資本を投入して「緑の気候基金」の本格的な運用を開始する。

指標 13.a.1 2025年までの1,000億ドルコミットメントという継続的な既存の集団動員目標に関連して、1年当たり提供及び動員された金額(米ドル)

ターゲット 13.b 女性や若者、地域コミュニティや社会の主流から取り残されたコミュニティに焦点を当てることを含め、後発開発途上国や小島嶼開発途上国で、気候変動関連の効果的な計画策定・管理の能力を向上させるしくみを推進する。

* 国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的な対応について交渉を行う最優先の国際的政府間対話の場であると認識している。

指標 13.b.1 13.b.1 国連気候変動枠組条約事務局に報告されている国が決定する貢献、長期戦略、国内適応計画及び適応報告書を有する後発開発途上国及び小島嶼開発途上国の数
(指標 13.2.1 と同一指標)

目標 14

海の豊かさを守ろう

14 海の豊かさを守ろう



持続可能な開発のために、 海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 14.1 2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含め、特に陸上活動からの汚染による、あらゆる種類の海洋汚染を防ぎ大幅に減らす。

指標 14.1.1 (a) 沿岸富栄養化の指標、
(b) プラスチックごみの密度

ターゲット 14.2 2020年までに、重大な悪影響を回避するため、レジリエンスを高めることなどによって海洋・沿岸の生態系を持続可能な形で管理・保護する。また、健全で豊かな海洋を実現するため、生態系の回復に向けた取り組みを行う。

指標 14.2.1 生態系を基盤とするアプローチを使用して海域を管理している国の数

ターゲット 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力を強化するなどして、海洋酸性化の影響を最小限に抑え、その影響に対処する。

指標 14.3.1 承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度(pH)の平均値

ターゲット 14.4 2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)

漁業、破壊的な漁業活動を終わらせ、科学的根拠にもとづいた管理計画を実施する。これにより、水産資源を、実現可能な最短期間で、少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量^(※11)のレベルまで回復させる。

指標 14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合

(※11) 最大持続生産量: 生物資源を減らすことなく得られる最大限の収穫のこと。おもにクジラを含む水産資源を対象に発展してきた資源管理概念。最大維持可能漁獲量とも言う。

ターゲット 14.5 2020年までに、国内法や国際法に従い、最大限入手可能な科学情報にもとづいて、沿岸域・海域の少なくとも10%を保全する。

指標 14.5.1 海域に関する保護領域の範囲

ターゲット 14.6 2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる特定の漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を完全になくし、同様の新たな補助金を導入しない。その際、開発途上国や後発開発途上国に対する適切で効果的な「特別かつ異なる待遇(S&D)」が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可欠な要素であるべきだと認識する。

指標 14.6.1 IUU漁業(Illegal(違法)・Unreported(無報告)・Unregulated(無規制))と対峙することを目的としている国際的な手段の実施状況

ターゲット 14.7 2030年までに、漁業や水産養殖、観光業の持続可能な管理などを通じて、海洋資源の持続的な利用による小島嶼開発途上国や後発開発途上国の経済的便益を増やす。

指標 14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々のGDPに占める持続可能な漁業の割合

実施手段

ターゲット 14.a 海洋の健全性を改善し、海の生物多様性が、開発途上国、特に小島嶼開発途上国や後発開発途上国の開発にもたらす貢献を高めるために、「海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドライン」を考慮しつつ、科学的知識を高め、研究能力を向上させ、海洋技術を移転する。

指標 14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合

ターゲット 14.b 小規模で伝統的漁法の漁業者が、海洋資源を利用し市場に参入できるようにする。

指標 14.b.1 小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法令/規制/政策/制度枠組みの導入状況

ターゲット 14.c 「我々の求める未来」^(※12)の第158パラグラフで想起されるように、海洋や海洋資源の保全と持続可能な利用のための法的枠組みを規定する「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」に反映されている国際法を施行することにより、海洋や海洋資源の保全と持続可能な利用を強化する。

指標 14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)」に反映されており、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関の枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数

(※12) 「我々の求める未来」: 2012年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)で採択された成果文書。「The Future We Want」。

目標 15 陸の豊かさを守ろう

15 陸の豊かさも
守ろう



陸の生態系を保護・回復するとともに
持続可能な利用を推進し、持続可能な森林管理を行い、
砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、
生物多様性の損失を止める

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 15.1 2020年までに、国際的合意にもとづく義務により、陸域・内陸淡水生態系とそのサービス^(※13)、特に森林、湿地、山地、乾燥地の保全と回復、持続可能な利用を確実なものにする。

指標 15.1.1 土地全体に対する森林の割合

指標 15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合(保護地域、生態系のタイプ別)

(※13)生態系サービス:生物・生態系に由来し、人間にとって利益となる機能のこと。

ターゲット 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を止め、劣化した森林を回復させ、世界全体で新規植林と再植林を大幅に増やす。

指標 15.2.1 持続可能な森林経営における進捗

ターゲット 15.3 2030年までに、砂漠化を食い止め、砂漠化や干ばつ、洪水の影響を受けた土地を含む劣化した土地と土壌を回復させ、土

地劣化を引き起こさない世界の実現に尽力する。

指標 15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合

ターゲット 15.4 2030年までに、持続可能な開発に不可欠な恩恵をもたらす能力を高めるため、生物多様性を含む山岳生態系の保全を確実に行う。

指標 15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲

指標 15.4.2 山地グリーンカバー指数

ターゲット 15.5 自然生息地の劣化を抑え、生物多様性の損失を止め、2020年までに絶滅危惧種を保護して絶滅を防ぐため、緊急かつ有効な対策を取る。

指標 15.5.1 レッドリスト指数

ターゲット 15.6 国際合意にもとづき、遺伝資源の利用から生じる利益の公正・公平な配分を促進し、遺伝資源を取得する適切な機会を得られるようにする。

指標 15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数

ターゲット 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟や違法取引をなくすための緊急対策を実施し、違法な野生生物製品の需要と供給の両方に対処する。

指標 15.7.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合(指標 15.c.1 と同一指標)

ターゲット 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防ぐとともに、これらの外来種が陸や海の生態系に及ぼす影響を大幅に減らすための対策を導入し、優占種^(※14)を制御または一掃する。

指標 15.8.1 外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合

(※14)優占種:生物群集で、量が特に多くて影響力が大きく、その群集の特徴を決定づけ代表する種。

ターゲット 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地域の計画策定、開発プロセス、貧困削減のための戦略や会計に組み込む。

指標 15.9.1 (a)生物多様性国家戦略及び行動計画における生物多様性戦略計画2011-2020の愛知生物多様性目標2に準拠又は類似した国家目標を設定した国の数と、これらの目標に向けて報告された進捗、(b)環境経済勘定システムの実装として定義される、国の勘定及び報告システムへの生物多様性の統合

目標 15 陸の豊かさも守ろう

15 陸の豊かさも
守ろう



実施手段

ターゲット 15.a 生物多様性および生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源から資金を調達し大幅に増やす。

指標 15.a.1 (a) 生物多様性の保全と持続的な利用に係るODA及び(b) 生物多様性関連の経済的手段から生み出された収入と資金 (指標 15.b.1 と同一指標)

ターゲット 15.b 持続可能な森林管理に資金を提供するために、あらゆる供給源からあらゆるレベルで相当量の資金を調達し、保全や再植林を含む森林管理を推進するのに十分なインセンティブを開発途上国に与える。

指標 15.b.1 (a) 生物多様性の保全と持続的な利用に係るODA及び(b) 生物多様性関連の経済的手段から生み出された収入と資金 (指標 15.a.1 と同一指標)

ターゲット 15.c 地域コミュニティが持続的な生計機会を追求する能力を高めることなどにより、保護種の密猟や違法な取引を食い止

める取り組みへの世界規模の支援を強化する。

指標 15.c.1 密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合 (指標 15.7.1 と同一指標)

目標 16 平和と公正をすべての人に

16 平和と公正を
すべての人に



持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる
社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、
あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任があり
だれも排除しないしくみを構築する

具体的な目標(ターゲット)

ターゲット 16.1 すべての場所で、あらゆる形態の暴力と暴力関連の死亡率を大幅に減らす。

指標 16.1.1 10万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数(性別、年齢別)

指標 16.1.2 10万人当たりの紛争関連の死者の数(性別、年齢、原因別)

指標 16.1.3 過去12か月において(a)身体的暴力、(b)精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合

指標 16.1.4 自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合

ターゲット 16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力、そして子どもの拷問をなくす。

指標 16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合

指標 16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)

指標 16.2.3 18歳までに性的暴力を受けた18歳～29歳の若年女性及び男性の割合

ターゲット 16.3 国および国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々が平等に司法を利用できるようにする。

指標 16.3.1 過去12か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合

指標 16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合

指標 16.3.3 過去2年間に紛争を経験し、公式又は非公式の紛争解決メカニズムにアクセスした人口の割合(メカニズムの種類別)

ターゲット 16.4 2030年までに、違法な資金の流れや武器の流通を大幅に減らし、奪われた財産の回収や返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

指標 16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額(USドル)

指標 16.4.2 国際的な要件に従い、所管当局によって、発見/押収された武器で、その違法な起源又は流れが追跡/立証されているものの割合

ターゲット 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減らす。

指標 16.5.1 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった人の割合

指標 16.5.2 過去12か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも1回はあった企業の割合

ターゲット 16.6 あらゆるレベルにおいて、効果的で説明責任があり透明性の高いしくみを構築する。

指標 16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出(部門別、(予算別又は類似の分類別))

指標 16.6.2 最後に利用した公共サービスに満足した人の割合

ターゲット 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応が迅速で、だれも排除しない、参加型・代議制の意思決定を保障する。

指標 16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関((a)議会、(b)公共サービス及び(c)司法を含む。)における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

指標 16.7.2 国の政策決定過程が包摂的であり、かつ応答性を持つと考える人の割合(性別、年齢別、障害者及び人口グループ別)

ターゲット 16.8 グローバル・ガバナンスのしくみへの開発途上国の参加を拡大・強化する。

指標 16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合(指標10.6.1と同一指標)

ターゲット 16.9 2030年までに、出生登録を含む法的な身分証明をすべての人々に提供する。

指標 16.9.1 5歳以下の子供で、行政機関に出生登録されたものの割合(年齢別)

ターゲット 16.10 国内法規や国際協定に従い、だれもが情報を利用できるようにし、基本的自由を保護する。

指標 16.10.1 過去12か月間にジャーナリスト、メディア関係者、労働組合員及び人権活動家の殺害、誘拐、強制失踪、恣意的拘留

目標 16 平和と公正をすべての人に

16 平和と公正を
すべての人に



及び拷問について立証された事例の数

指標 16.10.2 情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数

実施手段

ターゲット 16.a 暴力を防ぎ、テロリズムや犯罪に立ち向かうために、特に開発途上国で、あらゆるレベルでの能力向上のため、国際協力などを通じて関連する国家機関を強化する。

指標 16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無

ターゲット 16.b 持続可能な開発のための差別的でない法律や政策を推進し施行する。

指標 16.b.1 国際人権法の下で禁止されている差別の理由において、過去12か月の間に差別又は嫌がらせを個人的に感じたと報告した人口の割合

(指標 10.3.1 と同一指標)

目標 17 パートナリーシップで 17 目標を達成しよう

17 パートナリーシップで
目標を達成しよう



実施手段を強化し、「持続可能な開発のための グローバル・パートナーシップ」を活性化する

具体的な目標(ターゲット)

[資金]

ターゲット 17.1 税金・その他の歳入を徴収する国内の能力を向上させるため、開発途上国への国際支援などを通じて、国内の資金調達を強化する。

指標 17.1.1 GDPに占める政府収入合計の割合(収入源別)

指標 17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合

ターゲット 17.2 開発途上国に対する政府開発援助(ODA)をGNI^(※15)比0.7%、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとして多くの先進国による公約を含め、先進国はODAに関する公約を完全に実施する。ODA供与国は、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討するよう奨励される。

(※15)GNI:Gross National Incomeの頭文字を取ったもので、居住者が1年間に国内外から受け取った所得の合計のこと。国民総所得。

指標 17.2.1 OECD/DACによる寄与のGNIに占める純ODA総額及び後発開発途上国を対象にした額

ターゲット 17.3 開発途上国のための追加的な資金を複数の財源から調達する。

指標 17.3.1 国民総所得の割合としての外国直接投資、政府開発援助、南南協力

指標 17.3.2 GDP総額に占める送金額(USドル)

ターゲット 17.4 必要に応じて、負債による資金調達、債務救済、債務再編などの促進を目的とした協調的な政策を通じ、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、債務リスクを軽減するために重債務貧困国(HIPC)の対外債務に対処する。

指標 17.4.1 財及びサービスの輸出額に対する債務の割合

ターゲット 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入・実施する。

指標 17.5.1 後発開発途上国を含む開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施

している国の数

[技術]

ターゲット 17.6 科学技術イノベーション(STI)に関する南北協力や南南協力、地域的・国際的な三角協力、および科学技術イノベーションへのアクセスを強化する。国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整を改善することや、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件で知識の共有を進める。

指標 17.6.1 100人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数(回線速度別)

ターゲット 17.7 譲許的・特恵的条件を含め、相互に合意した有利な条件のもとで、開発途上国に対し、環境に配慮した技術の開発、移転、普及、拡散を促進する。

指標 17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための基金の総額

ターゲット 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンクや科学技術イノベー

ション能力構築メカニズムの本格的な運用を開始し、実現技術、特に情報通信技術(ICT)の活用を強化する。

指標 17.8.1 インターネットを使用している個人の割合

[能力構築]

ターゲット 17.9 「持続可能な開発目標(SDGs)」をすべて実施するための国家計画を支援するために、南北協力、南南協力、三角協力などを通じて、開発途上国における効果的で対象を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

指標 17.9.1 開発途上国にコミットした財政支援額及び技術支援額(南北、南南及び三角協力を含む)(ドル)

[貿易]

ターゲット 17.10 ドーハ・ラウンド(ドーハ開発アジェンダ=DDA)の交渉結果などを通じ、世界貿易機関(WTO)のもと、普遍的でルールにもとづいた、オープンで差別的でない、公平な多角的貿易体制を推進する。

指標 17.10.1 世界中で加重された関税額の平均

目標 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



ターゲット 17.11 2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍にすることを特に視野に入れて、開発途上国の輸出を大幅に増やす。

指標 17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合

ターゲット 17.12 世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が、透明・簡略的で、市場アクセスの円滑化に寄与するものであると保障することなどにより、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスをタイムリーに導入する。

指標 17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の加重平均

[体制面] [政策・制度的整合性]

ターゲット 17.13 政策協調や首尾一貫した政策などを通じて、世界的なマクロ経済の安定性を高める。

指標 17.13.1 マクロ経済ダッシュボード

ターゲット 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強める。

指標 17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数

ターゲット 17.15 貧困解消と持続可能な開発のための政策を確立・実施するために、各国が政策を決定する余地と各国のリーダーシップを尊重する。

指標 17.15.1 開発協力提供者ごとの、その国の持つ結果枠組み及び計画ツールの利用範囲

[マルチステークホルダー・パートナーシップ]

ターゲット 17.16 すべての国々、特に開発途上国において「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を支援するために、知識、専門的知見、技術、資金源を動員・共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完される、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を強化する。

指標 17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数

ターゲット 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略にもとづき、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。

指標 17.17.1 インフラのために官民パートナーシップにコミットしたUSドルの総額

[データ、モニタリング、説明責任]

ターゲット 17.18 2020年までに、所得、ジェンダー、年齢、人種、民族、在留資格、障害、地理的位置、各国事情に関連するその他の特性によって細分類された、質が高くタイムリーで信頼性のあるデータを大幅に入手しやすくするために、後発開発途上国や小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築の支援を強化する。

指標 17.18.1 持続可能な開発目標のモニタリングのための統計能力指標

指標 17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数

指標 17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数(資金源別)

ターゲット 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る、GDPを補完する尺度の開発に向けた既存の取り組みをさらに強化し、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

指標 17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額

指標 17.19.2 a) 少なくとも過去10年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b) 出生届が100%登録され、死亡届が80%登録された国の割合

「SDGsとターゲット新訳」について

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標は、2016年に発表された公式日本版アイコンと共に日本国内での普及活動が進み、知名度が向上しています。一方で、17の目標すべてに具体的に示した“169のターゲット”が設定されていることについては一般には殆ど知られていません。この状況を受け、下記の委員やアドバイザーによって構成される「SDGsとターゲット新訳」制作委員会が2020年3月に発足し、国連文書の原文を尊重しつつ、日本政府仮訳を参考に、一般的でない専門用語や政府用語を可能な限り排除し、必要に応じて注釈を入れながらわかりやすい日本語への翻訳作業を行い、2020年9月7日に公開しました。17のゴールだけでなく、169ターゲットの内容を理解する上でご活用いただければ幸いです。

（2021年3月改訂）

※指標は総務省仮訳（2021年6月版）です。

「SDGsとターゲット新訳」制作委員会

委員長：

蟹江憲史（慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授）

副委員長：

川廷昌弘（博報堂DYホールディングス）

委員：

上田壮一（Think the Earth）

国谷裕子（キャスター）

小島まき子（アーク・コミュニケーションズ）

末吉里花（エシカル協会）

水野雅弘（SDGs.TV）

アドバイザー：

大西 連（自立生活サポートセンター・もやい）、西村和代（エディブル・スクールヤード・ジャパン）、山口健太郎（神奈川県理事）、辰野まどか（グローバル教育推進プロジェクト）、石本めぐみ（ウィメンズアイ）、山田 健（サントリーホールディングス）、藤川まゆみ（上田市民エネルギー）、蒲田千佳（ロータスコンセプト）、太田康子（リコージャパン）、相模原市SDGs推進室、吉澤武彦（日本カーシェアリング協会）、眞々部貴之（楽天）、岸 由二（鶴見川流域ネットワーク）、猪澤也寸志（エコガイドカフェ）、速水 亨（速水林業）、高橋亜美（アフターケア相談所ゆずりは）、三輪敦子（SDGs市民社会ネットワーク）、ペオ・エクベリ、エクベリ聡子（One Planet Café） ※敬称略